

障害者雇用をお考えの事業主の皆様へ

障害者雇用率制度を  
ご存じですか！？  
※従業員が一定数以上の事業主は  
障害者を雇用しなければなりません。

# 訓練受託事業所 募集のご案内



## チャレンジ・ワークコース 「実践能力習得訓練コース」

障害のある方を訓練生として一定期間受け入れていただき、実際の仕事の中で実践的な職業訓練を実施していただく制度です。

受入れを行っていただいた事業主の方へ、訓練生の人数、期間に応じて委託料をお支払いします。

◎ 詳細につきましては、当校へお気軽にお問い合わせください。



← 愛知障害者職業能力開発校ウェブサイト  
<http://www.pref.aichi.jp/0000064947.html>

お問い合わせ先 国立県営 愛知障害者職業能力開発校  
〒441-1231 愛知県豊川市一宮町上新切 33-14  
電話：0533-93-2505 FAX：0533-93-6554  
メールアドレス [noryokukaihatsuko@pref.aichi.lg.jp](mailto:noryokukaihatsuko@pref.aichi.lg.jp)

## 委託訓練（実践能力習得訓練コース）とは

障害のある方が事業所内において、実際の作業実習を行い、就労に必要な知識や技能を身につけ就職を目指す訓練です。



### 【過去の実施例】

- 食器洗浄訓練
- 厨房内作業訓練
- 事務作業訓練
- 清掃作業訓練
- 農作業訓練
- 機械設計補助業務訓練
- 介護補助訓練

## 訓練の概要

対象者	ハローワークに求職登録を行っている方で、障害のある方。
訓練期間	1～3か月 標準：100時間/月
訓練内容	企業等の現場で、業務内容に沿った作業実習を通じ、より実践的な職業能力を習得するために行う職業訓練
委託料	訓練生一人当たり月額上限 60,000 円（＋税）の委託料をお支払いします。 （但し中小企業は、月額上限 90,000 円（＋税）の委託料をお支払いします。）

## 訓練のメリットは？

- ◆委託訓練コーディネーターが、訓練生と企業等とのマッチングや調整を行います。
- ◆企業等にとっては、訓練生の適性、人柄や必要なサポート等を把握することができます。
- ◆訓練生にとっても、仕事の内容等が自分に合うか確認でき、社会経験が深まります。
- ◆訓練修了後、県から委託先へ委託料をお支払いします。訓練中、訓練生への賃金のお支払いは必要ありません。

## 訓練の受入までの手続き

委託訓練コーディネーターが関係機関（ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等）と連携しながら、訓練受入れまでの手続き等の支援を行います。

### ①問合せ

委託訓練コーディネーターにお問い合わせください。（担当決定）

### ②打合せ

担当が企業等を訪問し、訓練の打合せや、訓練希望者とのマッチング支援を行います。

### ③契約手続き

企業等と訓練希望者が合意した場合、訓練を開始します。企業等は県と委託契約を締結します。

